

神戸市立ケアハウス松寿園 利用料

令和3年4月1日現在

事務費	10,000円～73,200円	施設の運営経費で、本人の所得による応分負担です。
生活費	46,090円	食事代などの生活にかかる費用です。
管理費	21,800円	家賃に相当する費用です。
暖房費	2,120円	11月～翌年3月の期間について費用が発生します。
その他	各居室における電気、水道、電話代等は利用者が負担。	

(単位：円)

階層区分	対象収入額	利用料				暖房費 11月～3月	合計
		事務費	生活費	管理費	小計		
1	1,500,000 以下	10,000	46,090	21,800	77,890	2,120	80,010
2	1,500,001 ～ 1,600,000	13,000			80,890		83,010
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000			83,890		86,010
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000			86,890		89,010
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000			89,890		92,010
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000			92,890		95,010
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000			97,890		100,010
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000			102,890		105,010
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000			107,890		110,010
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000			112,890		115,010
11	2,400,001 ～ 2,500,000	50,000			117,890		120,010
12	2,500,001 ～ 2,600,000	57,000			124,890		127,010
13	2,600,001 ～ 2,700,000	64,000			131,890		134,010
14	2,700,001 ～ 2,800,000	71,000			138,890		141,010
15	2,800,001 以上	73,200			141,090		143,210

※ 神戸市が定める基準が改正されたときは、それに基づき利用料を改正します。

※ 対象収入額は、前年分収入から社会保険料、医療費等の経費を控除した後の金額です。

※ 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、この表の額から30%減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。